

徳島県歯と口腔の健康づくり推進条例（仮称）の骨子案に係る
パブリックコメントの結果

<前文に関すること。>

No.	ご意見の概要	ご意見に対する県議会の考え方
1	目的だけでは不十分なので、徳島らしさをアピールするため、前文を追加してほしい。	条例に前文を追加しました。

<市町村・関係機関に関すること。>

No.	ご意見の概要	ご意見に対する県議会の考え方
2	教育関係機関（者）の責務についても明記する。	条例第6条（歯科医師等及び保健医療等業務従事者の役割）第2項に、歯と口腔の健康づくりに関連する分野に係る業務に従事する者（保健医療等業務従事者）の役割について記載しました。
3	「県の歯科保健推進計画」の策定については記載されているが、市町村においては、「市町村歯科保健計画」の策定はしないのか。	市町村に対しても、計画の意義をお伝えするよう県の関係部署に依頼しました。
4	住民に身近な歯科保健サービスを行う市町村の責務や役割を明記する。	県と市町村は対等な関係にあることを踏まえ、条例第5条に、市町村の責務や役割ではなく、県と市町村との連携について記載しています。
5	「歯科医師等」の「等」に含まれる徳島大学歯学部・歯科医師会・歯科衛生士会・口腔保健センターのそれぞれの役割を具体的に明記する。	県の関係部署に伝え、ご意見を参考に計画等における記載の検討を依頼しました。

< 推進体制に関すること。 >

No.	ご意見の概要	ご意見に対する県議会の考え方
6	「口腔保健支援センター」の設置あるいは「歯と口腔の健康づくり協議会」の設置とこれらの内容を明記する。(健康増進へ反映するPDCAサイクルの構築のため)	条例第9条(基本計画)第5項に、関係機関の意見も踏まえて基本計画の見直しを行うことについて記載しました。
7	より具体的な計画と監視体制が必要である。PDCAサイクルにのっとったマネジメントを行っていかねば、理念だけに終わってしまう。	
8	徳島県民に浸透するためには、「お金」と「人」が継続的に必要である。	条例第12条(財政上の措置等)に、人材の確保に努めることについて記載しました。
9	県の責務として、「施策を総合的かつ計画的に策定し実施する責務を有する」とあるが、県が責務を果たすためには保健所に常勤の歯科医師や歯科衛生士を配置する等、体制整備が不可欠である。	
10	「歯科口腔保健法」に明記されている口腔保健支援センターをからめた文章にすればよい。口腔保健支援センターの設置と事業内容について記載することが必要である。	「口腔保健支援センター」の主な機能は、条例第11条(施策の実施)第1号及び第5号に規定しています。その機能を十分果たすよう県の関係部署に伝えました。

< 施策に関すること。 >

No.	ご意見の概要	ご意見に対する県議会の考え方
11	フッ化物応用も含めた科学的根拠に基づくう蝕予防については、すべての年代にあてはまり、非常に重要と考えられるため、基本的施策として明記する。	条例第11条（施策の実施）第4号に、科学的根拠に基づく歯科疾患の予防について記載しました。
12	むし歯予防対策として、幼児期、学童期、高齢期におけるフッ化物対応を推進することを記載する。（フッ化物洗口や歯科医院等でのフッ素塗布推進）	県の関係部署に伝え、ご意見を参考に計画等における記載の検討を依頼しました。
13	「幼児期、学齢期、高齢期においてフッ化物応用などによるむし歯予防対策等を推進する」を記載する。	
14	基本的施策の実施に簡潔に記載されているが、歯と口腔の健康が糖尿病予防や肥満予防に影響があることがわかっているのであれば、糖尿病が多い徳島県では、独自性のある内容を盛り込んでほしい。	
15	糖尿病と併記して、「禁煙」を記載してください。	
16	「糖尿病－歯周病」対策における医科・歯科連携と同様に、「がん－口腔ケア」による病院・歯科診療所連携を推進する内容の加筆を希望する。	
17	口腔環境と全身の関係について、糖尿病のほか、その他の関連について周知していただきたい。	

< 施策に関すること。 >

No.	ご意見の概要	ご意見に対する県議会の考え方
18	この条例を実現するためには、医療・介護との連携強化が必須である。例えば、医科の健康診断あるいは人間ドックなどに、口腔内の健診を推進する施策など、行政主導の全県一体となった施策を行っていただきたい。	県の関係部署に伝え、ご意見を参考に計画等における記載の検討を依頼しました。
19	食は口の健康と深く関わるので、食育について明記する。	
20	(成人期に包含されていると思うが) ライフステージの記載に「妊娠期(胎児期)」を追加してほしい。	
21	妊娠期、閉経後の中高齢期の歯科口腔保健の別途記載を希望する。	
22	乳幼児後の中高生の口腔の健康教育、健康維持を図る施策が必要である。	
23	(この条例が) 歯医者さんに通う必要性を感じながらも自力で通院できない患者さんなど、支援になればよい。	
24	口腔ケアを重視する施策を行っていただきたい。	
25	「園児、児童及び生徒の疾患及び生徒の歯科疾患の状況についての調査を含める」内容の加筆、あるいは「教育委員会と連携し、既存の学校歯科保健調査と結びつけ、県内各地域におけるライフステージ別の口腔保健の現状分析を可能とする」内容の加筆が望ましい。	